

理 由 書

津都市計画道路 3・3・5 号津海岸御殿場線（以下、「津海岸御殿場線」という。）は、昭和 58 年 4 月に都市計画決定（平成 20 年 4 月、平成 22 年 1 月、令和 6 年 11 月に変更）した、津市中心部の桜橋三丁目を起点とし、藤方を終点とする延長約 6,020m、代表幅員 25m、4 車線の幹線街路である。

また、津都市計画道路 3・5・41 河芸町島崎町線（以下、「河芸町島崎町線」という。）は、昭和 48 年 8 月に都市計画決定（昭和 58 年 4 月、平成 20 年 4 月、平成 22 年 1 月に変更）した、津市北部の河芸町東千里を起点とし、島崎町を終点とする延長約 9,320 m、代表幅員 12m、2 車線の幹線街路である。

津市の市街地において、南北方向の交通を担う国道 23 号は、上浜町から白塚口間などでは激しい渋滞が発生していることから、国道 23 号を補完する道路の整備を図るため、これを担う道路を津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（三重県都市計画区域マスタープラン）において、また、津市都市マスタープランにおいて整備を促進する道路と位置づけ、津海岸御殿場線（県道上浜高茶屋久居線の交差点から河芸町島崎町線交差点まで）と河芸町島崎町線（都市計画道路栗真海浜線の交差点から終点まで）の延長約 4.3km を県道上浜高茶屋久居線の事業区間として、順次整備を進めている。

今回、当該事業区間のうち、津海岸御殿場線（都市計画道路津駅前線交差点から河芸町島崎町線交差点まで約 180m）と河芸町島崎町線（都市計画道路江戸橋一身田線交差点から津海岸御殿場線交差点まで約 680m）の約 860m について、今後、地域の方々に事業の実施に向けた説明をしていく段階となったことから、詳細な測量及び設計を行ったところ、交差点形状の変更及び道路の計画高と現況地盤高との高低差により生じる法面の変更、橋梁前後の土地利用状況を踏まえた道路線形の変更が必要となったため、着実かつ効率的に事業を進めるべく、都市計画道路の区域の変更を行うものである。